

市川市業務委託契約、賃貸借契約、施設修繕契約等の入札結果の公表に関する事務運用要領
(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の一般競争入札及び指名競争入札の結果(以下「入札結果」という。)の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象となる入札)

第2条 次条の規定による公表の対象となる入札は、次に掲げる契約を締結するために付する一般競争入札及び指名競争入札とする。

- (1) 業務委託契約
- (2) 賃貸借契約
- (3) 施設修繕契約
- (4) 役務契約
- (5) 使用契約
- (6) 製造の請負契約
- (7) 前各号に掲げる以外の契約

2 前項の規定にかかわらず、公表の対象となる入札は市川市財務規則第111条各号に定める額を超えるものとする。

(入札結果の公表)

第3条 市長は、入札結果に関し、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 入札を実施した日
- (2) 入札の件名
- (3) 施行場所
- (4) 入札に関する事務を所掌する組織の名称
- (5) 契約の方法
- (6) 契約形態
- (7) 最低制限価格を設定している場合にあつては最低制限価格
- (8) 入札者の商号又は名称
- (9) 入札金額
- (10) 落札者の商号又は名称
- (11) 落札金額

2 入札結果の公表は、毎月20日頃に、市川市公式Webサイトにより公表する。

3 入札結果の公表の期間は、前条に規定する契約を締結した日の属する年度の末日の翌日から起算して3年間とする。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要領の規定は、平成26年4月1日以後の公告による一般競争入札及び平成26年4月1日以後に指名競争入札の参加者の指名の通知をする指名競争入札について適用する。